

防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」について（実施機関諮問）
（条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）

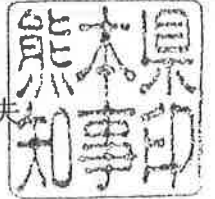
- | | |
|----------------|------|
| ① 管財課 | 3 P |
| ② 玉名高等学校 | 16 P |
| ③ 熊本かがやきの森支援学校 | 22 P |
| ④ 熊本県立大学図書館 | 27 P |

審議会質問一覧（防犯カメラ等により個人情報情報を収集する事務）

実施機関	所属	設置施設	設置の目的	撮影の対象者	収集する個人情報内容	設置を必要とする理由又は事情	カメラの台数と設置場所	画像の閲覧	画像の提供	期間
50 審	審計課	熊本県庁舎	県庁舎及びその敷地内における施設・設備等の保全、維持、安全利用及び防犯を目的として、監視カメラを設置する。	送状利用者、送状に出入りする者	個人が識別できる画像	県庁舎及びその敷地内における施設・設備等の保全、維持、安全利用及び防犯を目的として、監視カメラを設置することには、必要不可欠である。 なお、県庁舎及びその敷地内において、最近では次のような事例が起っている。 ・本館1階女子トイレにおいて、トミを閉けると男性の不審者が潜んでおり、目があった瞬間に女性を強姦した。 ・女子トイレの入り口において、暗証番号キーを操作している男性の不審者が発生（多数発生） ・北朝駐在児童の駐在児童乗降付近にて、防犯カメラが設置されている。 ・児童乗降が2点で乗降専用エレベーターの扉、即座降がオートバスターを乗降し、乗降専用エレベーターに進入したため、降りてきたオートバスターに接触（同様の事例は多数）	行政棟本館 4台 行政棟本館 9台 行政棟本館 10台 庶務課 3台 庶務課 3台 計 32台	原則として画像を識別した場合は 犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	H28.1.18
教育委員会	玉名南中学校	玉名南中学校	本校生徒及び職員等の安全確保、防犯その他の事故防止のため	本校敷地内に入出入りする者	個人が識別できる画像	平成25年9月と11月にグラウンド北側のゴミ置場等で火災が発生し、現在も原因は不明である。また、火災発生時、火災警報音が鳴り響くことも発生している。今回は火災発生時の安全確保のため、防犯カメラを設置し、監視する必要性がある。	2台	画像を識別したとき若しくはそのおおよそであると認められるとき	犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	H28.1.15
	熊本かがやきの熊本女子中学校 (H28新設校)	熊本かがやきの熊本女子中学校	本学図書館内における犯罪防止を目的として、本学図書館及び図書館利用者の安全を確保するため	送状利用者、不正購入者	個人が識別できる画像	当該施設は、児童生徒が利用する図書室及び図書室等であり、子どもたちの図書室が利用されている。児童生徒が利用する図書室等に防犯カメラを設置することにより、児童生徒の安全確保を図ることができると見込まれる。また、児童生徒が利用する図書室等に防犯カメラを設置することにより、児童生徒の安全確保を図ることができると見込まれる。	正門 1台 玄関 1台 バス停利用門 1台 計 3台	画像を識別したとき若しくはそのおおよそであると認められるとき	犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	H28.1.15
熊本県立大学	熊本県立大学学術情報センター図書部	熊本県立大学学術情報センター図書部	本学図書館内における犯罪防止を目的として、本学図書館及び図書館利用者の安全を確保するため	図書館利用者、不正購入者等	個人が識別できる画像	本学図書館は、従来、学内関係者（教職員、学生等）のみの利用に供していたが、平成6年4月の修繕を契機に公開図書館を断続するとともに大規模な断続時間の拡張を行った。また、平成18年4月の公立大学法人化以降も、断続時間の延長を実施してきており現在は次のとおり運用している。（防犯カメラ等の設置状況） 本学図書館は、児童生徒が利用する図書室及び図書室等であり、子どもたちの図書室が利用されている。児童生徒が利用する図書室等に防犯カメラを設置することにより、児童生徒の安全確保を図ることができると見込まれる。また、児童生徒が利用する図書室等に防犯カメラを設置することにより、児童生徒の安全確保を図ることができると見込まれる。	1階ロビー 1台 1階図書付近 1台 2階図書付近 1台 3階図書付近 1台 4階図書付近 1台 計 6台	原則として画像を識別した場合は 文字及び学術情報センターより、犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	文字及び学術情報センターより、犯罪、事故捜査等のために必要最小限範囲内において提供	H28.1.15

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項
「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について」
- 2 条例上の根拠
条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 3 内容
別紙のとおり



(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：管財課)

項目	内容
1 設置施設	熊本県庁舎
2 設置の目的	県庁舎及びその敷地内における施設・設備等の保全・維持、安全な利用及び防犯を図ることを目的として、監視カメラを設置する。
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者及び施設に出入りする者
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>県庁舎及びその敷地は県行政の拠点施設（執務空間）であり、また広く県民も利用できる県民の財産でもある。県行政を停滞させることなく庁舎を保全・維持し、安全で秩序ある利用を図るためには、庁舎及びその敷地内における事故や事件の未然防止とともに、事故や事件があった場合の早期発見、迅速な対応が強く求められる。</p> <p>このため、巡視員（警備員）の配置とともに、これを補完するものとして、庁舎出入口、ロビー、駐車場等の特に監視が重要と考えられる場所に監視カメラを設置することは、必要不可欠である。</p> <p>また、事故や事件があった場合には、その責任を明確にするための状況証拠として、個人が識別できる録画された画像が必要であり録画機能を有した監視カメラが不可欠である。</p> <p>なお、県庁舎及びその敷地内において、最近では次のような事例が起っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・本館1階女子トイレにて、ドアを開けると男性の不審者が潜んでおり、目が合った瞬間に慌てて逃走。・本館女子更衣室の入り口にて、暗証番号キーを操作している男性の不審者が発生（多数報告あり）。・北側駐車場の駐車券発券機付近にて、防雨シートが強風でめくれ外来者車輛に接触。・業者車輛が2台で新館公用車駐車場へ入庫の際、前車輛がゲートバーを通過し、続けて後続車もゲートバーに進入したため、降りてきたゲートバーに接触（同様の事例は多発）

7 カメラの台数と設置場所	34台 (行政棟本館：4台、行政棟新館8台、北側駐車場：9台 南側駐車場：10台、敷地内：3台)
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスク上に7日程度 (都度上書き)
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 県警東警察署 (要請があった場合)
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記事項	

熊本県庁監視カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県庁及びその敷地内に設置する監視カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県庁舎及びその敷地内の次の場所に設置する。

敷地出入口：3台、行政棟本館：4台、行政棟新館：8台、北側駐車場：9台、南側駐車場：10台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者及び施設に出入りする者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、管財課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存され、管理責任者が施錠できる執務室内で保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、7日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及びカメラ設置の目的である事務に直接携わる管財課職員に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

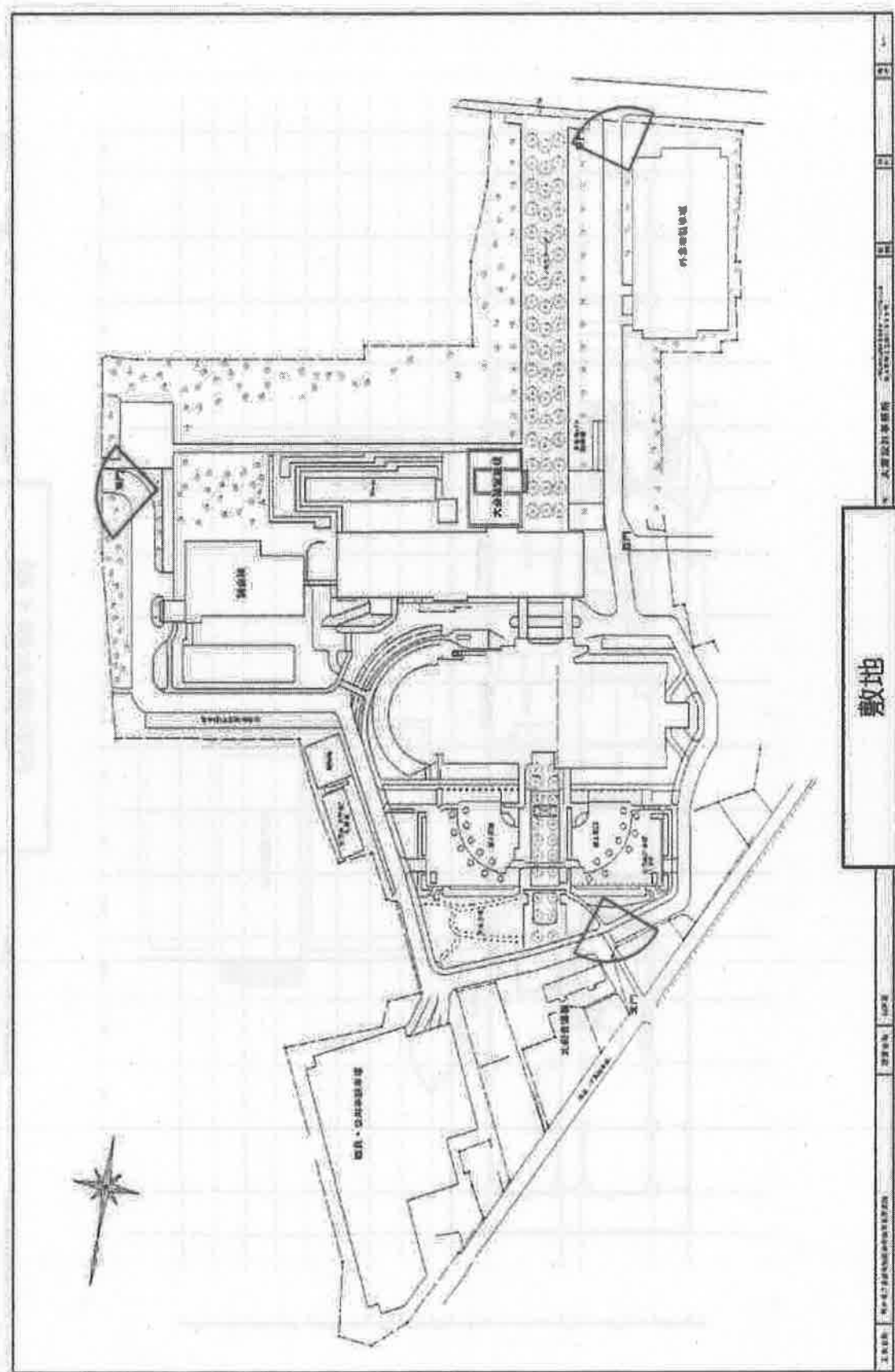
カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「監視カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

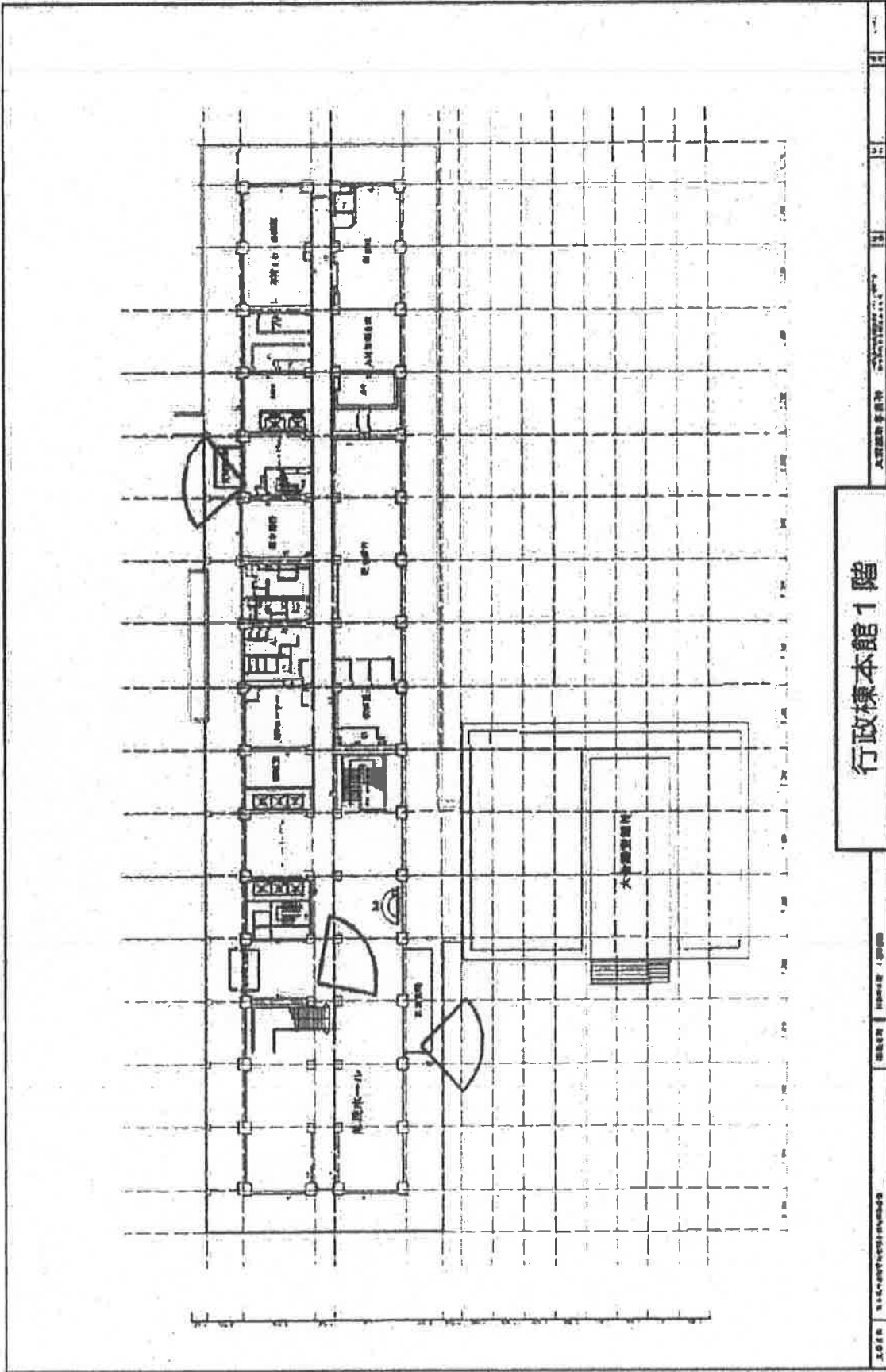
管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

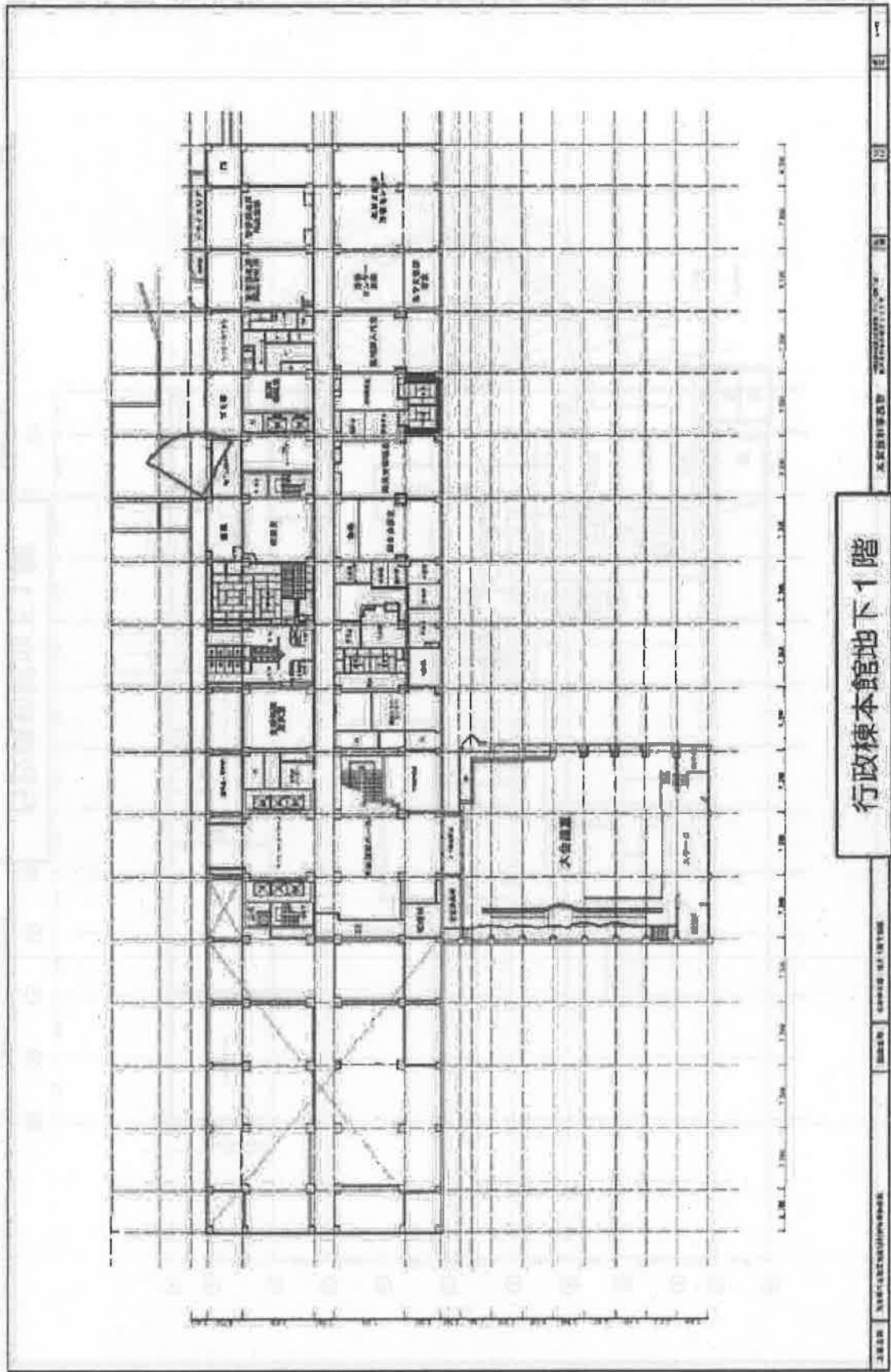
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。



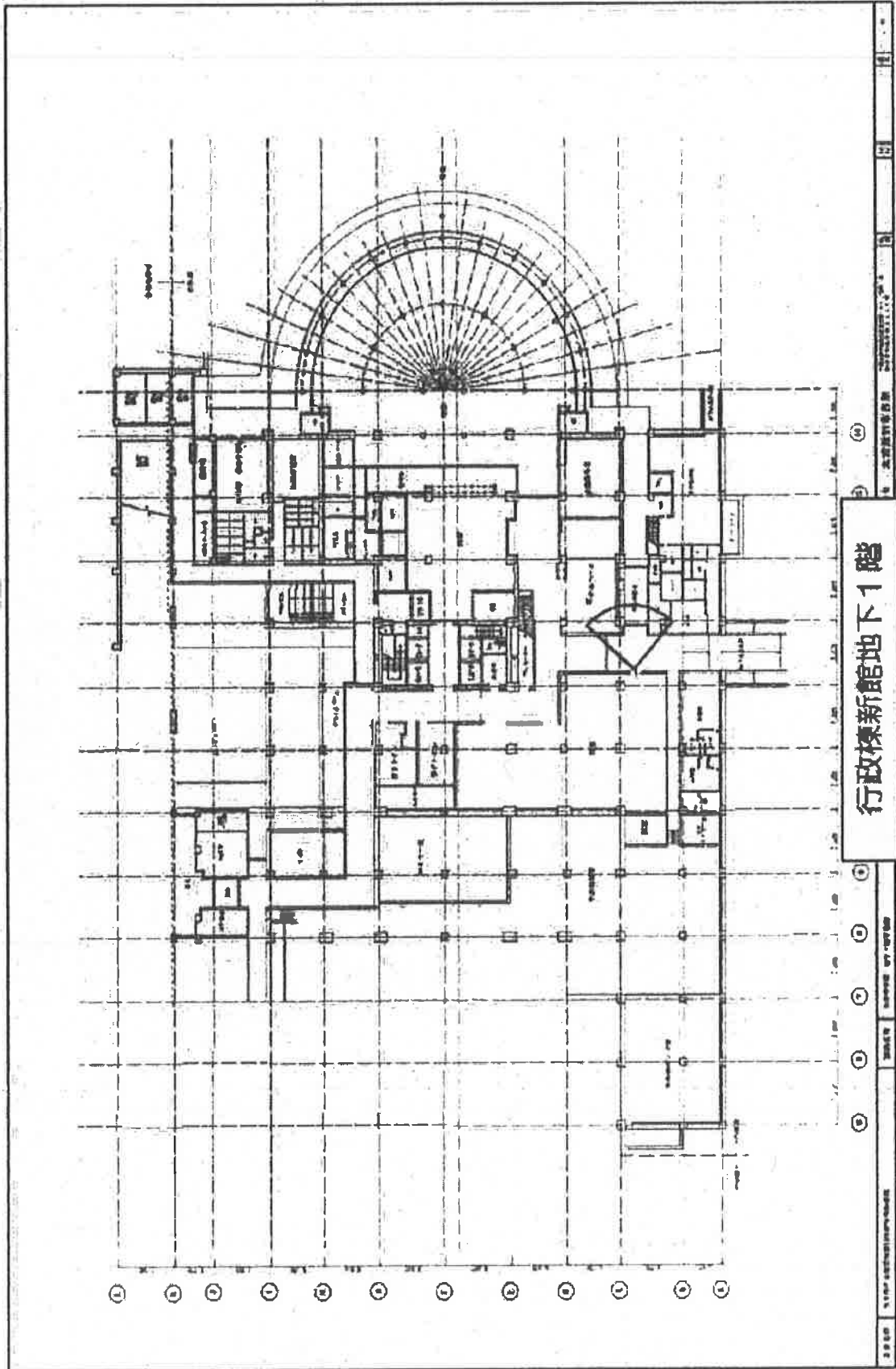
敷地

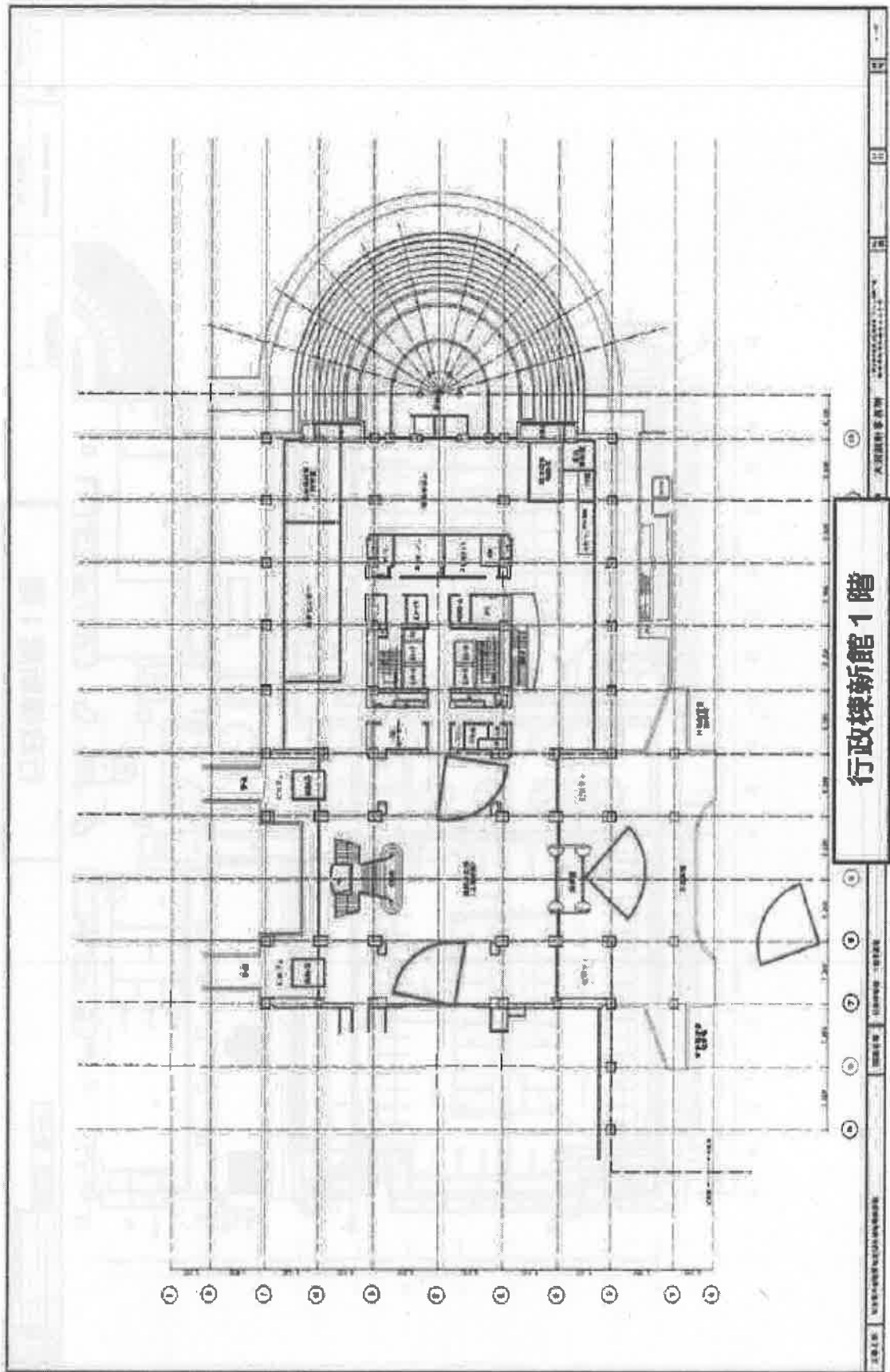


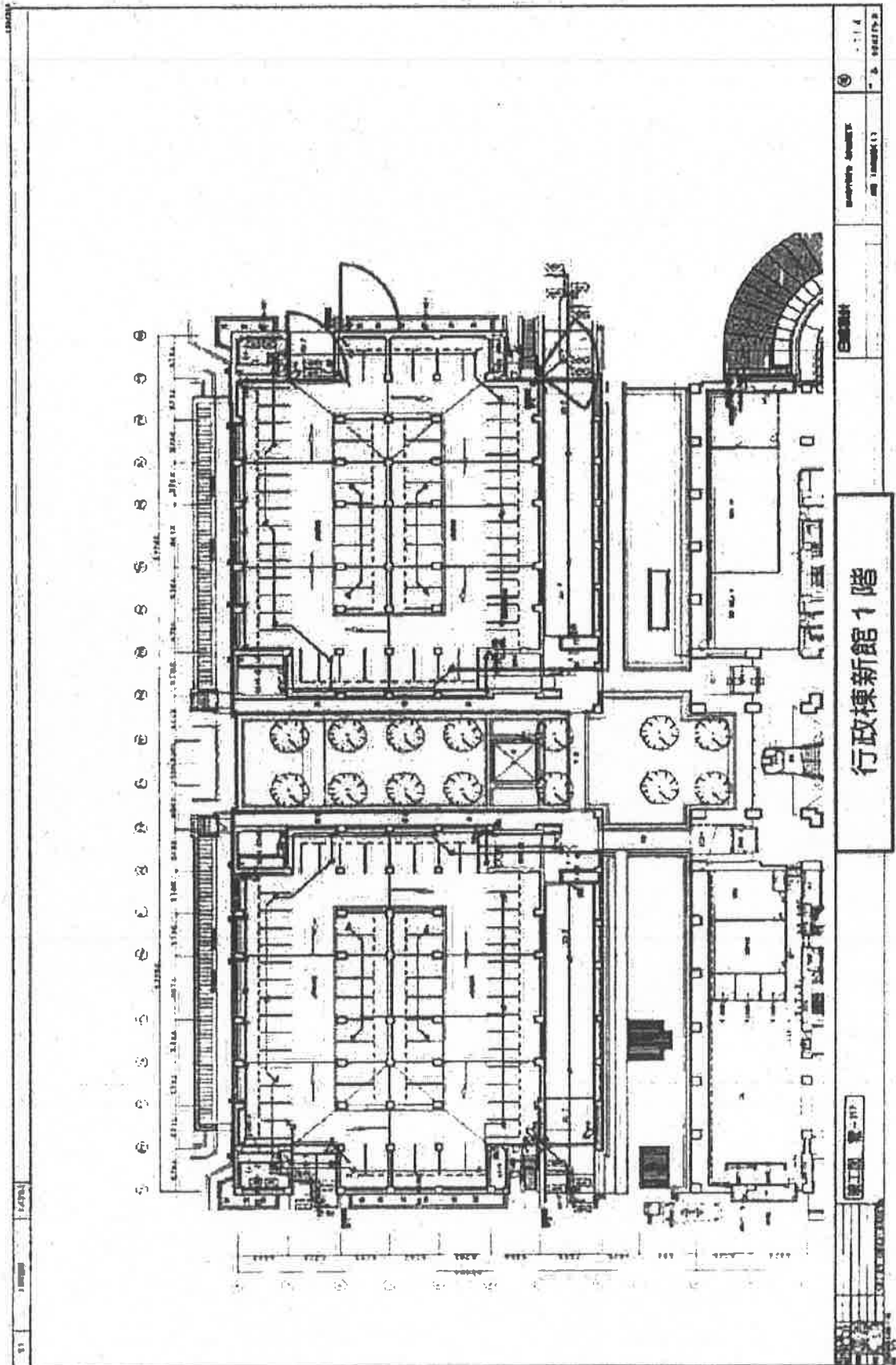
行政棟本館1階



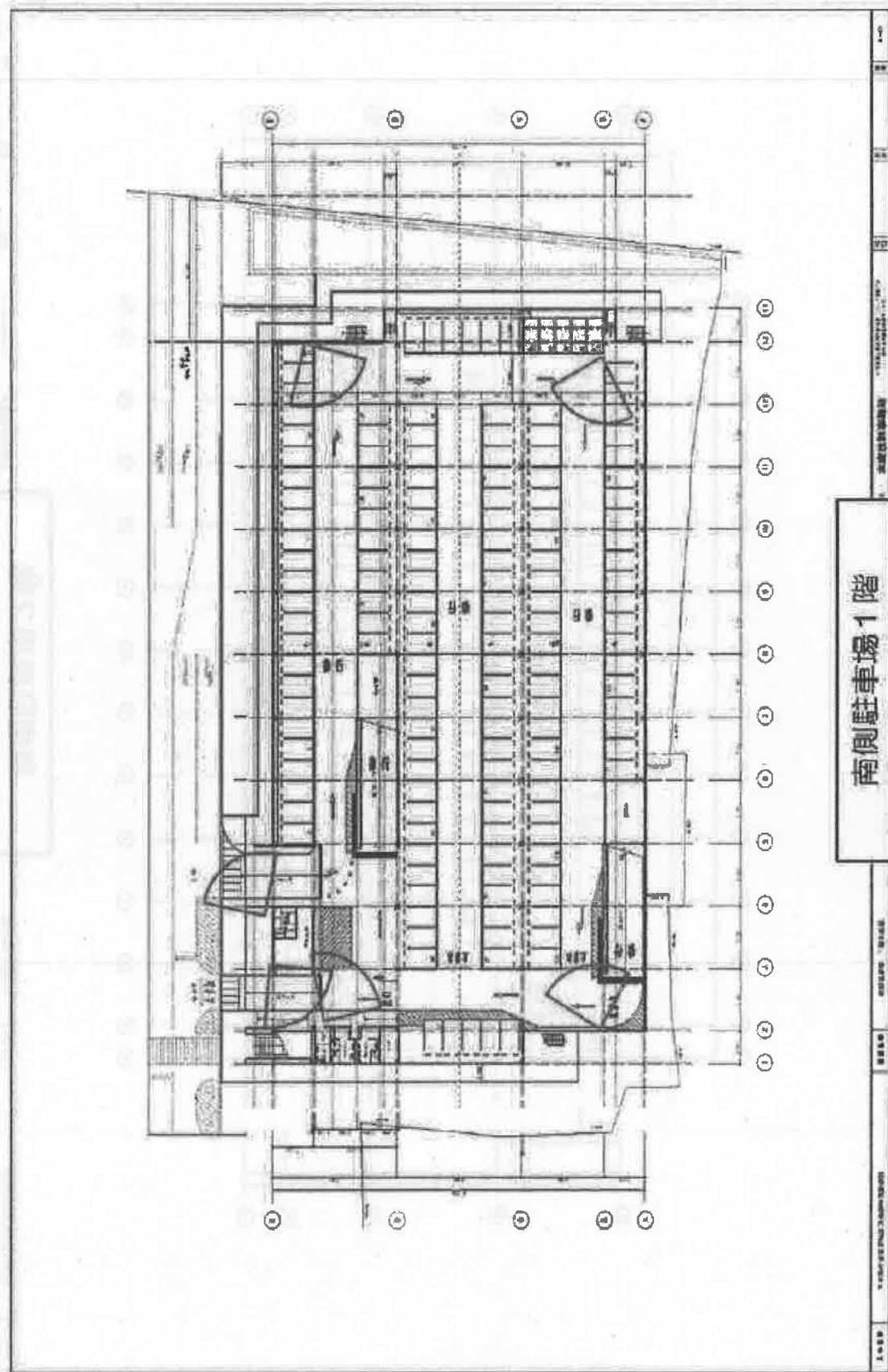
行政棟本館地下1階



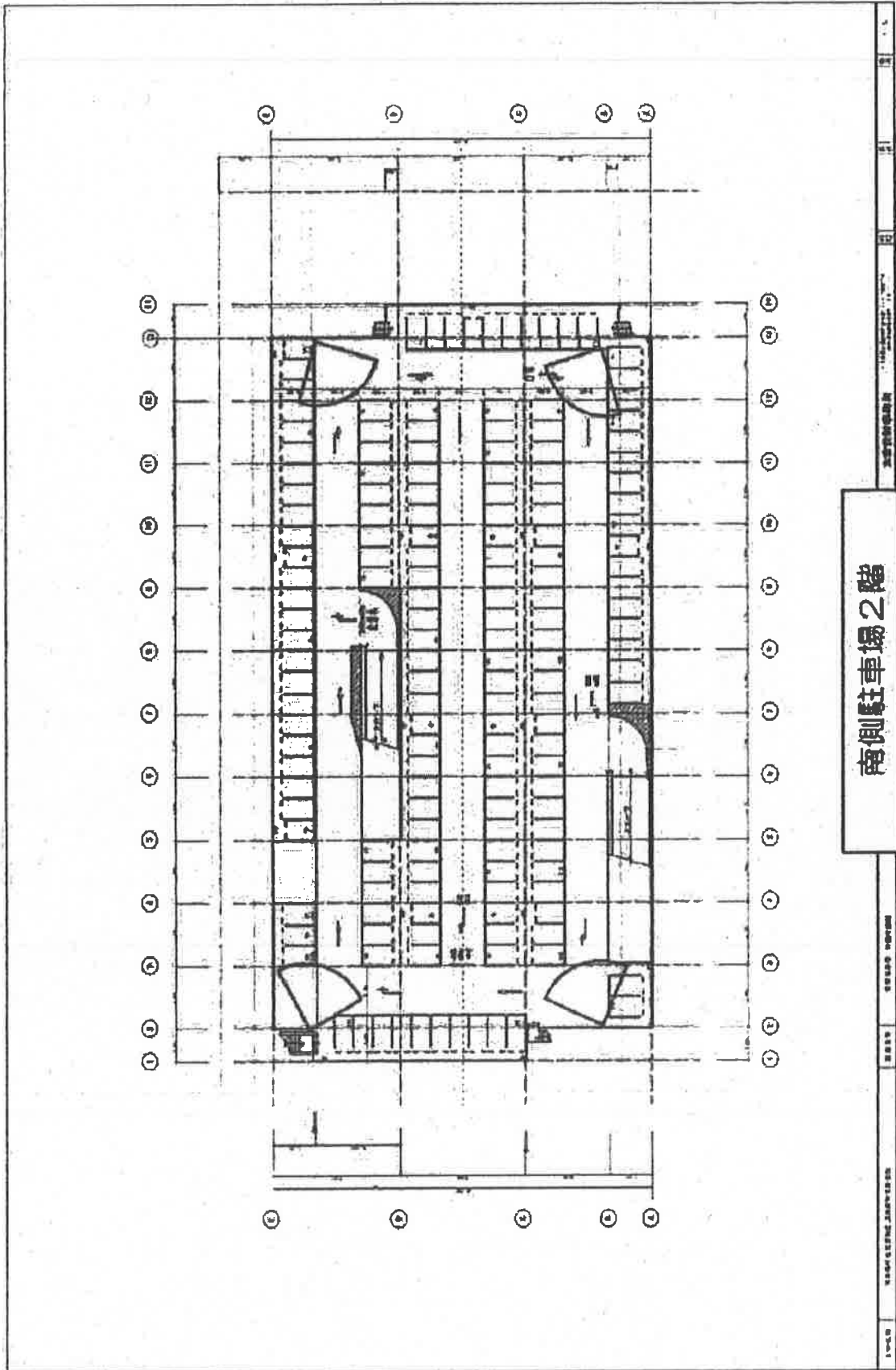




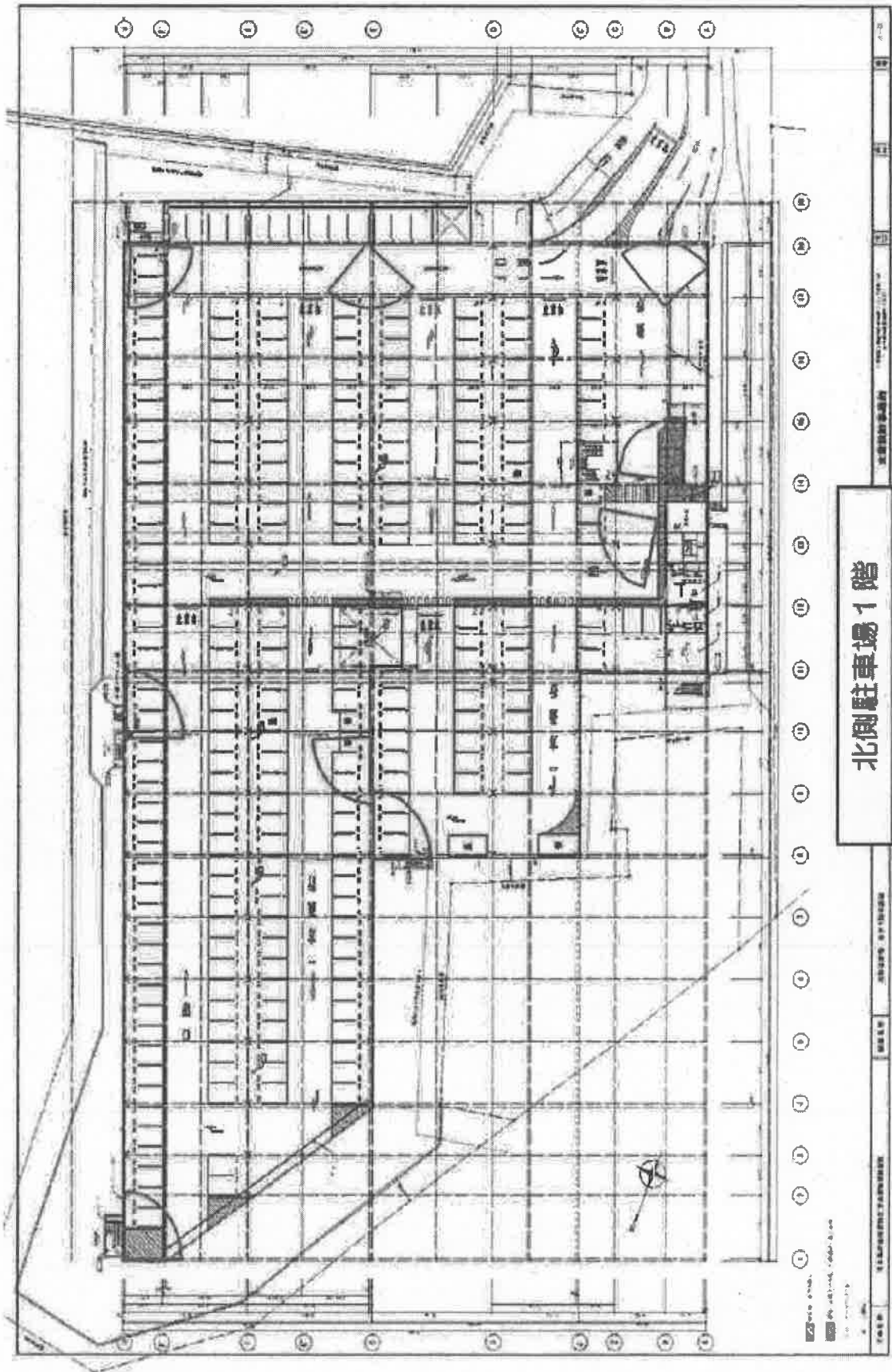
圖工 圖 號 - 117
 行政棟新館1階
 建築師 事務所
 1114
 1114



南側停車場 1 階



南側駐車場2階

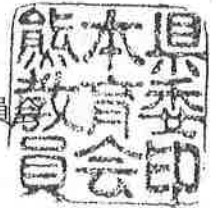


北側駐車場1階

教政第1450号
平成26年1月14日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県教育委員



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項
「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について
- 2 条例上の根拠
条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 3 内容
別紙のとおり



(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立玉名高等学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立玉名高等学校
2 設置の目的	本校生徒及び職員の安全管理、防犯その他の事故防止のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	本校敷地内への侵入者
5 収集する個人情報 の内容	本校敷地内に入出入りする者の動画像 (個人が識別できるもの)
6 防犯カメラ等 の設置を必要と する理由又は事 情	平成25年9月と11月にグラウンド北側のゴミ置き場で火災が発生し、現在も原因は不明である。現場は敷地の端で、部室とトイレの裏でもあるため、死角となっている。今回は発生が2度とも夕方であり、偶然生徒が発見したことで大事には至らなかった。 火災発生未然防止、施設及び生徒の安全管理のため、防犯カメラを設置し、監視する必要性がある。

7 カメラの台数 と設置場所	2台 グラウンド ゴミ置き場
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 原則として2週間
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり・なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり・なし <ありの場合の提供先> 異常事態発生時には警察に提供の意思あり
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり・なし
11 その他の特記 事項	

熊本県立玉名高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のため本校に設置する屋外用防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、本校生徒及び職員の安全管理、防犯その他の事故防止のために設置するものとする。

3 設置場所

(1) 設置場所、台数等

カメラは、本校のグラウンド北側ゴミ置き場に、2台設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、本校敷地内を出入りする者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、毎日24時間とする。

(4) 記録

カメラで撮影した画像は、記録するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

記録した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができる。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は、再生又は閲覧できない。

校長、副校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

(4) 記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録簿に記載する。

(5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域に至る通路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示することとする。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等へ提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

付則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

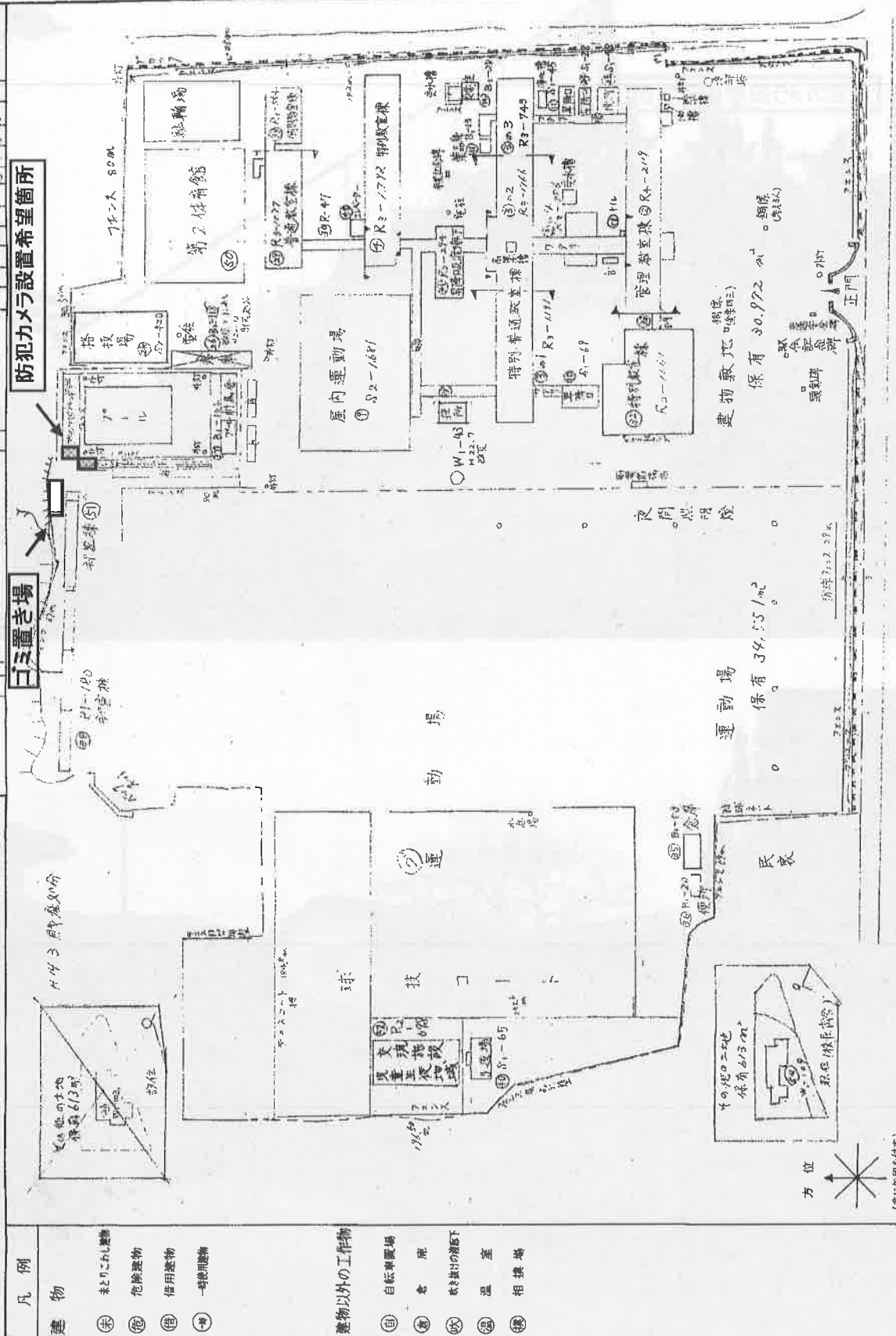
平成23年度

16
000

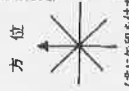
施設配置図
尺

防犯カメラ設置希望箇所

立正五名高等学校
校番号
432066A70
(市町村)
(学校)

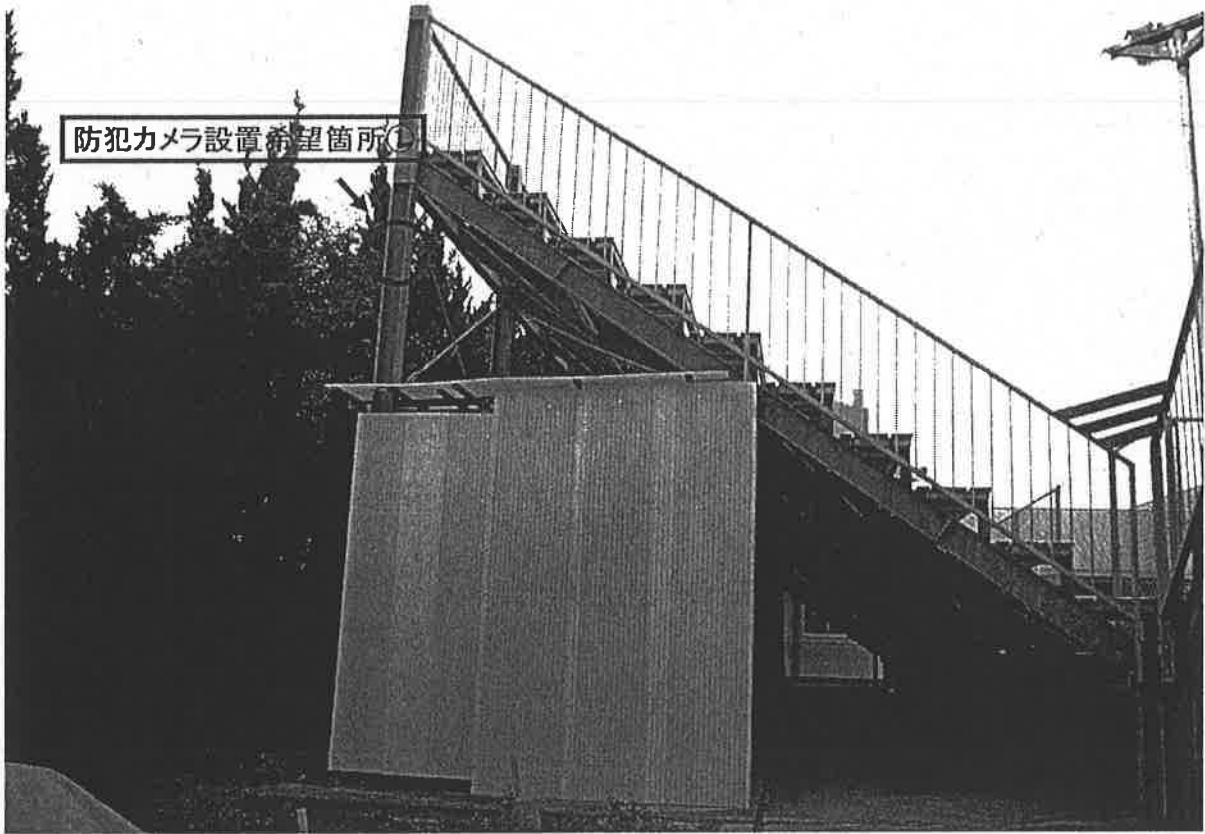


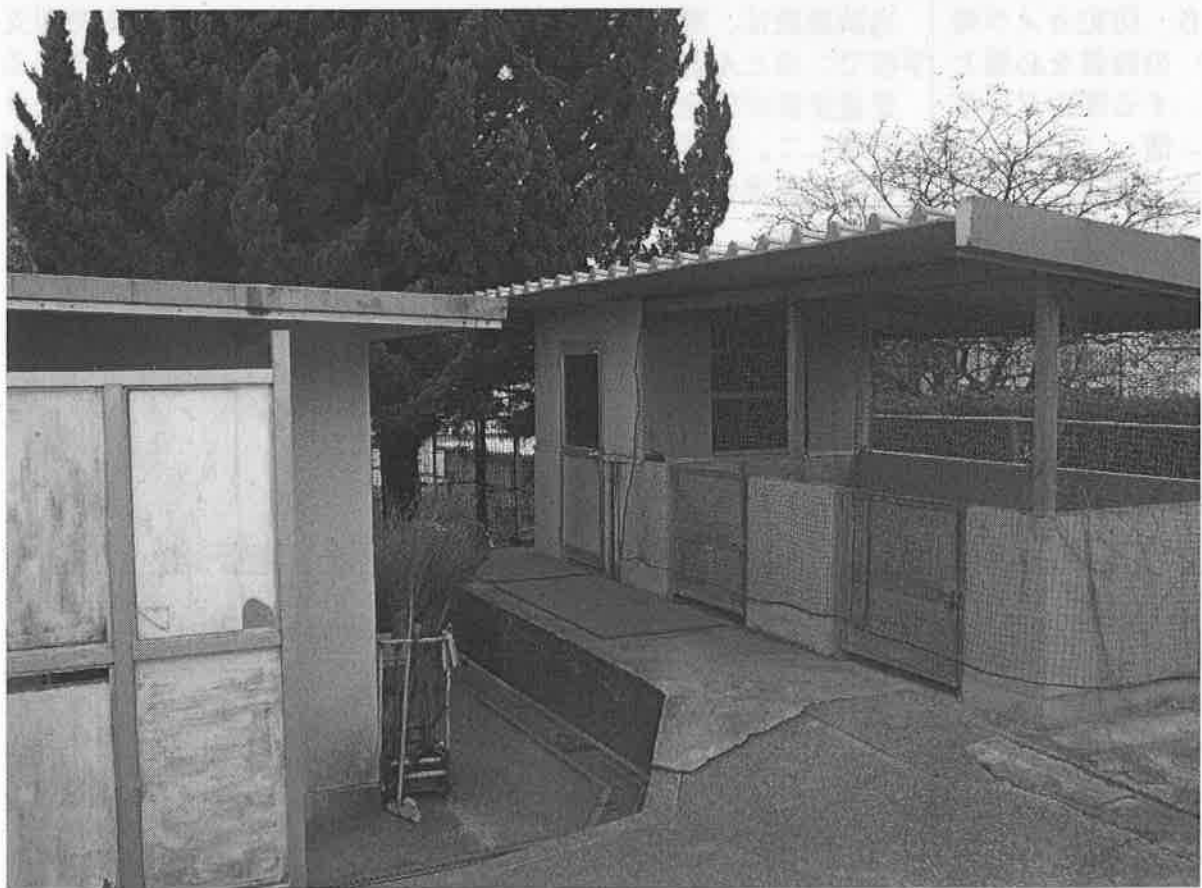
- 凡例
- 建物
 - ① 未 未利用地
 - ② 未 未利用地
 - ③ 未 未利用地
 - ④ 未 未利用地
 - ⑤ 未 未利用地
 - 建物以外の工作物
 - ⑥ 未 未利用地
 - ⑦ 未 未利用地
 - ⑧ 未 未利用地
 - ⑨ 未 未利用地
 - ⑩ 未 未利用地



5mm方眼

文 部 部 省





(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立熊本かがやきの森支援学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立熊本かがやきの森支援学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	本校敷地内への侵入者
5 収集する個人情報 情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	当該施設は、重度重複障がいのある児童生徒が在学する特別支援学校で、ほとんどの児童生徒が自力で移動することが困難である。児童生徒が安全で安心して学校生活を送るために、防犯カメラ等を設置して、不審者の侵入を未然に防ぐとともに、侵入時の早期対応により児童生徒の安全確保に努める必要がある。

7 カメラの台数 と設置場所	3台 正門 1台 西門 1台 バス停通用門 1台
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに2週間録画（その後、上書き録画）
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記 事項	平成26年9月から設置予定

(案)

熊本県立熊本かがやきの森支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立熊本かがやきの森支援学校内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、熊本県立熊本かがやきの森支援学校の正門・西門及びバス停通用門に、各1台ずつ設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存し、管理責任者が施錠できる事務室内で保管する。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は、再生又は閲覧できない。

校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

(4) 記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録簿に記載する。

(5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

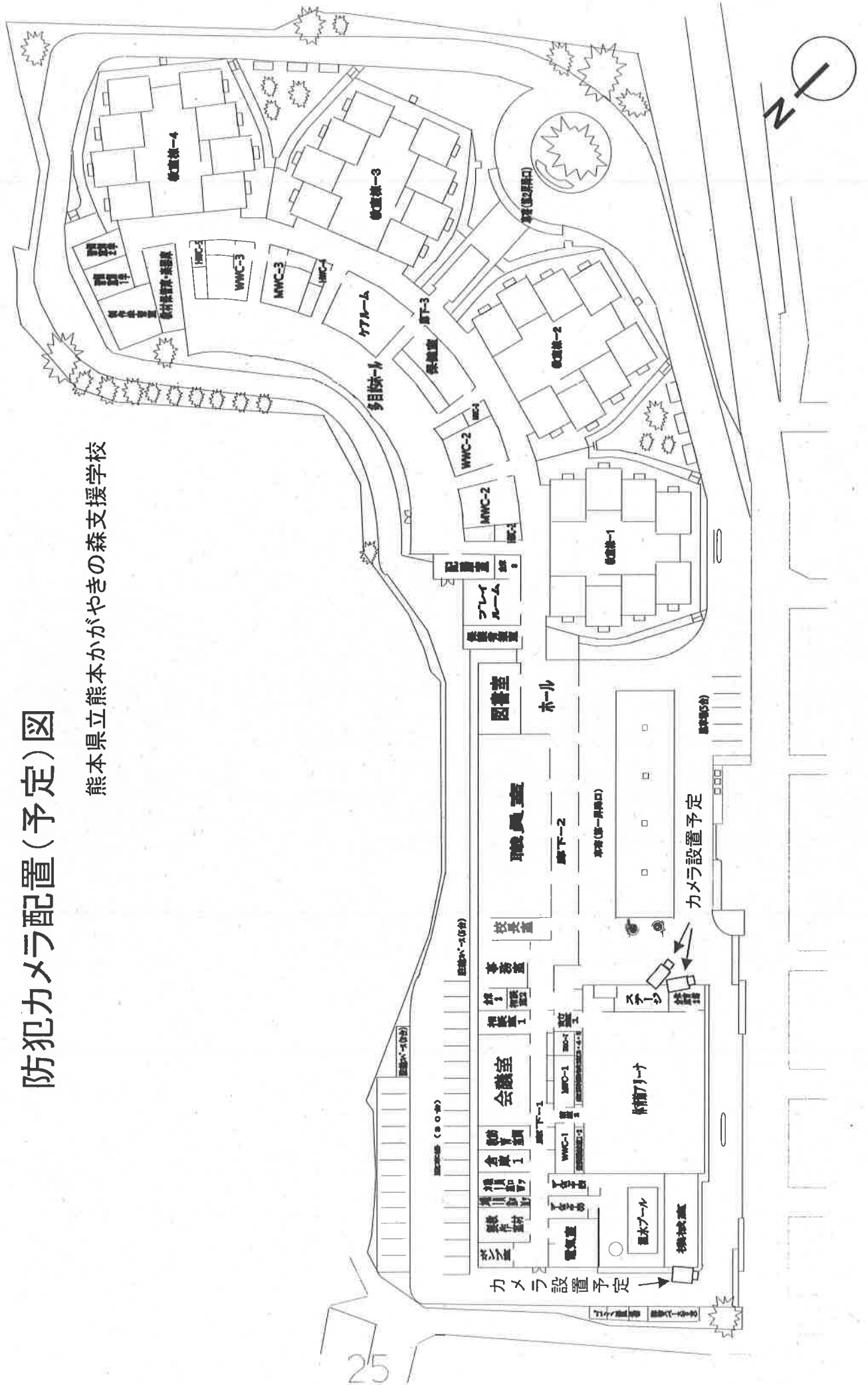
この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年9月1日から施行する。

防犯カメラ配置(予定)図

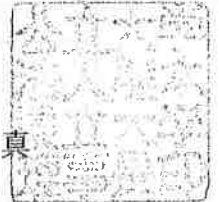
熊本県立熊本かがやきの森支援学校



熊県大第362号
平成26年1月15日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

公立大学法人熊本県立大学
理事長 五百旗頭 真



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）

記

- 1 諮問事項
「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について
- 2 条例上の根拠
条例第7条第3項第8項（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 3 内容
別紙のとおり

項目	内容	備考
1	防犯カメラ等により個人情報を収集する事務	
2	防犯カメラ等により個人情報を収集する事務	
3	防犯カメラ等により個人情報を収集する事務	



(別紙2)

防犯カメラ等の設置状況
(所属名：熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館)

項目	内容																
1 設置施設	熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館																
2 設置の目的	本学図書館内における犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の構成員及び図書館利用者の安全を確保するため																
3 設置根拠 (法令等)	法令等に基づく設置の定めなし																
4 撮影の対象者	図書館利用者、不正侵入者等																
5 収集する個人情報 の内容	特定の個人を識別できる映像																
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>本学図書館は、従来、学内関係者（教職員、学生等）のみの利用に供していたが、平成6年4月の移築を契機に県民公開を開始するとともに大幅な開館時間の拡張を行った。また、平成18年4月の公立大学法人化以後も、漸次、開館時間の延長を実施してきており現在では次のとおり運用している。</p> <p><開館時間拡張の変遷></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>H6 移築時</th><th>H18 法人化時</th><th>H25 現在</th></tr></thead><tbody><tr><td>月～金</td><td>8:40～18:00</td><td>8:40～21:00</td><td>8:40～21:40</td></tr><tr><td>土</td><td>休館</td><td>10:00～16:00</td><td>8:40～19:00</td></tr><tr><td>日</td><td>休館</td><td>休館</td><td>8:40～17:00</td></tr></tbody></table> <p>※日曜日の開館は、年4回（定期試験期間）のみ</p> <p>上記変遷のとおり、現在では、学内外を問わず不特定多数の利用者が平日夜間又は事務局が閉局している土曜日等に図書館を利用している状況下にあるが、その一方で、夜間及び土曜日においては、原則女性の非常勤職員又は臨時職員の学生のみで運用する体制となっており、非常時における迅速的確な対応に不安を抱えている。</p> <p>なお、近年、利用者からの暴言、迷惑行為、女子トイレへの不審者侵入の疑い等、トラブル事例が増えており、委託警備員又は職員の巡回等による人的警備だけでは対応困難な状況に陥っている。</p> <p>よって、犯罪その他のトラブルの未然防止、万一発生した場合の早期解決及び再発防止の観点からも防犯カメラの設置による機械警備の強化を図るものである。</p>	区分	H6 移築時	H18 法人化時	H25 現在	月～金	8:40～18:00	8:40～21:00	8:40～21:40	土	休館	10:00～16:00	8:40～19:00	日	休館	休館	8:40～17:00
区分	H6 移築時	H18 法人化時	H25 現在														
月～金	8:40～18:00	8:40～21:00	8:40～21:40														
土	休館	10:00～16:00	8:40～19:00														
日	休館	休館	8:40～17:00														

7 カメラの台数と設置場所	<台数> 6台 <場所> 1階のロビー、エレベーターホール、階段付近 2階及び3階の階段付近 4階のエレベーターホール
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 7日連続録画後、順次上書き録画
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 捜査機関等に提供することが考えられる。
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり ・ なし
11 その他の特記事項	

熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館防犯カメラ等の管理に関する要項(案)

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学図書館運営規程細則第24条の規定により、本要項第3条第1項に定める目的のために熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館(以下「図書館」という。)に設置する防犯カメラの設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「防犯カメラ」とは、録画のために図書館の一定の場所に常設されるカメラ及び記憶装置(以下「カメラ」という。)をいう。

(設置目的等)

第3条 カメラの設置は、図書館内における犯罪を未然に防止するとともに、利用者の安全を確保することを目的とする。

2 図書館は、前項の設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の画像を記録された者の権利保護を図らなければならない。

(設置場所等)

第4条 カメラの設置場所等は、次の各号のとおりとする。

(1) 設置場所、台数等

カメラは、図書館の次の場所に合計6台設置する。

ア 1階ロビー、エレベーターホール及び階段付近：各1台

イ 2階階段付近：1台

ウ 3階階段付近：1台

エ 4階エレベーターホール：1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、図書館利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

(管理責任者の設置)

第5条 図書館は、カメラの適正な設置及び運用を図るため、カメラの管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、学術情報メディアセンター事務長をもって充てるものとする。

(カメラ設置等に係る措置)

第6条 管理責任者は、カメラの設置に際して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置すること。

(2) 管理責任者は、善良な管理者の注意をもって、カメラの維持管理に努めること。

(録画した画像の管理方法)

第7条 録画した画像は、次の各号のとおり管理するものとする。

(1) 画像の保管場所

録画した画像(以下「画像」という。)は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、最長7日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。

この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

- ア 画像は撮影時のままで保存し、加工を施さないものとする。
- イ 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。
- ウ 閲覧をすることができる者は、原則として管理責任者に限るものとする。
- エ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。
- オ 画像の再生及び記憶装置からの画像の持ち出しをさせる場合は、必ず管理責任者の許可を得させ、不必要な再生はさせないものとする。
- カ 上記ア～オに掲げるもののほか、画像の不正使用、外部流出、改ざん等を防止するものとする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

(画像の目的外使用)

第8条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像を第3条第1項に規定する目的以外の目的に供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき
- (2) 学長及び学術情報メディアセンター長との協議により、人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき
- (3) 法令の定めに基づく請求があるとき
- (4) 学長及び学術情報メディアセンター長との協議により、犯罪・事故の捜査等のため、画像を捜査機関等に提供する必要があると認められるとき

(本人への画像開示)

第9条 管理責任者は、本人から画像の開示請求があった場合には、次に掲げる手続きに従って、開示しなければならない。

- (1) 本人は、画像の開示請求の理由等を記載した申請書を管理責任者に提出する。
- (2) 管理責任者は、前号の申請書における請求理由が相当と認められる場合にのみ、学術情報メディアセンター長と協議のうえ当該申請を許可する。
- (3) 画像の開示は、管理責任者等の立会いの下で行うものとする。

2 前項により開示できる画像は、本人以外の者が識別可能な状態で映り込んでいる部分を除いたものとする。

(苦情処理)

第10条 管理責任者は、カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

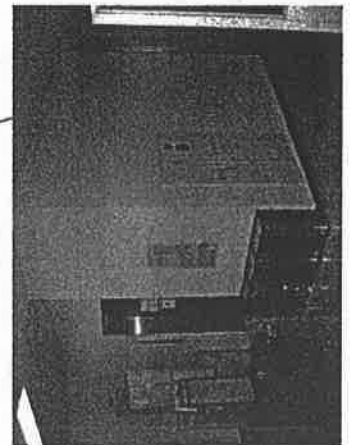
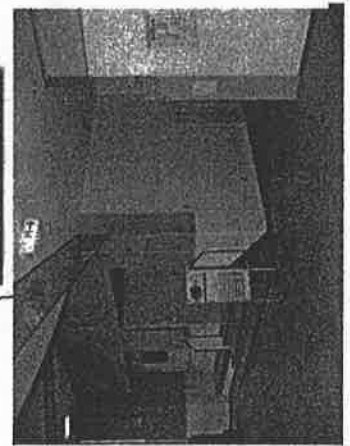
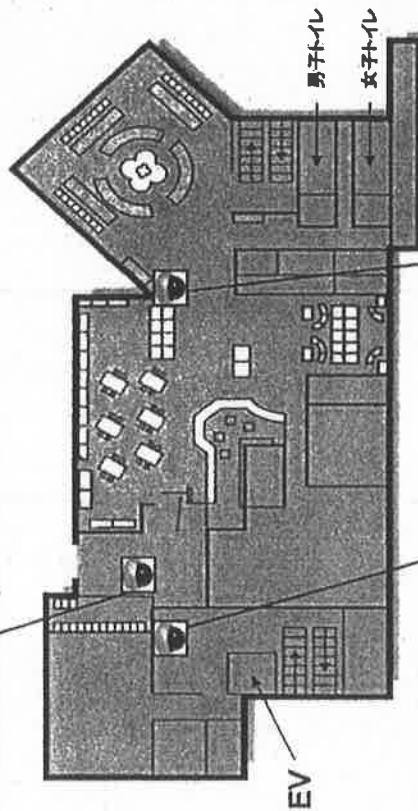
附 則

- 1 この要項は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この要項の改廃は、学術情報メディアセンター運営委員会の議を経て行うものとする。

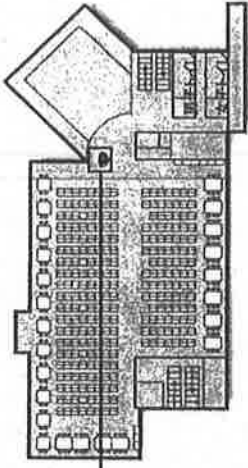
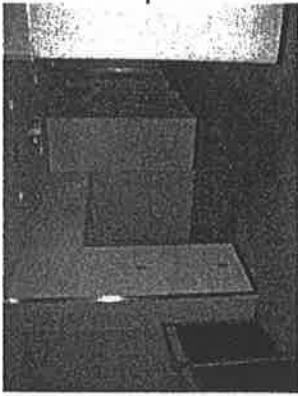
熊本県立大学 / 学術情報メディアセンター 図書館
 <防犯カメラ配置予定図>



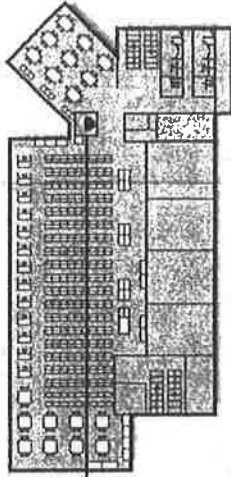
図書館 1階



図書館 2階



図書館 3階



図書館 4階

